

### 第3回働き方改革検討委員会の開催について

熊本県教育委員会では、学校における教職員の働き方改革として、校務支援システムの導入や重複する調査の廃止等の事務事業の見直し、会議の精選等、これまでも学校現場の業務削減や効率化に取り組んできました。

昨年3月、文部科学省から「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が発出されたことから、公立学校における働き方改革をさらに推進するため、「働き方改革検討委員会」を設置し、外部有識者の方々から御意見をいただきながら、本県の働き方改革推進プランを策定することとしております。

第1回を昨年6月27日（木）、第2回を同11月25日（月）に開催し、国や県の実態や取組状況について情報を共有するとともに、それぞれのお立場から御意見をいただいております。

この度、第3回委員会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

#### 記

1 日時

令和2年（2020年）7月16日（木）午前10時から午前11時まで

2 場所

水前寺共済会館グレースシア 2階 鳳凰

（住所：熊本市中央区水前寺1丁目33-18 電話：096-383-1281）

3 議事（予定）

熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（案）について

4 検討委員会の概要

- ・ 検討委員会の内容については、別紙の設置要項を御参照ください。
- ・ 検討委員会の構成については、別紙の委員名簿を御参照ください。

5 その他

- ・ 当該会議では、会場内に報道関係者の席を設けることとしております。新型コロナウイルス感染症対策に十分留意の上会議運営を行って参りますが、報道関係者におかれましても、マスク着用、消毒用アルコールによる手指消毒等御協力をお願いします。
- ・ 当該会議の資料は、会場にて配付するほか、会議終了後に教育庁教育総務局学校人事課において配付します。

#### 【お問合せ先】

熊本県教育庁教育総務局

学校人事課 学校改革・総務班

担当：梶原、眞田（内線6674）

TEL：096(333)2693（ダイヤルイン）

FAX：096(383)3915

働き方改革検討委員会 委員名簿

番号	区分	所属	役職	氏名	備考
1	公立学校 PTA	熊本県特別支援学校PTA連合会	会長	(イシモト アキコ) 石本 明子	
2	メンタルヘルス 関係者	国立大学法人熊本大学大学院 教育学研究科	シニア教授 (臨床心理士)	(ウラノ エイミ) 浦野 エイミ	
3	公立学校長	県立湧心館高等学校 (熊本県公立高等学校長会)	校長	(ゴウ ケイジ) 郷 慶次	
4	公立学校長	県立熊本かがやきの森支援学校 (熊本県特別支援学校長会)	校長	(サカモト ハルミ) 坂本 治美	
5	公立学校長	山鹿市立山鹿小学校 (熊本県小中学校長会)	校長	(シマキ コウジ) 島木 浩次	
6	公立学校 PTA	熊本県PTA連合会	副会長	(ソノダ キョウコ) 園田 恭子	
7	公立学校長	宇城市立小川中学校 (熊本県小中学校長会)	校長	(テラモト ヨウイチ) 寺本 洋一	
8	公立学校 PTA	熊本県公立高等学校PTA連合会	会長	(ナツキ ヨシヒロ) 夏木 良博	
9	法務関係者	竹中・本田法律事務所 (熊本県弁護士会)	弁護士	(ホンダ サトシ) 本田 悟士	
10	学識経験者	国立大学法人熊本大学教育学部	学部長	(ヤハタ ヒデユキ) 八幡 英幸	
11	企業 関係者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社	主席研究員	(ヨシヅミ ヤスコ) 善積 康子	
12	市町村 教育委員会	玉名市教育委員会 (熊本県市町村教育委員会連絡協議会)	教育委員	(リュウ クミコ) 笠 久美子	

※五十音順、敬称略

## 働き方改革検討委員会設置要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、働き方改革検討委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 次に掲げる事項に関し、意見聴取を行うため、働き方改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 公立学校における働き方改革の方針策定に関する事項
- (2) 公立学校における働き方改革の方針の進捗状況や検証、見直しに関する事項
- (3) その他、公立学校における働き方改革に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公立学校長
- (3) 公立学校PTA
- (4) 市町村教育委員会
- (5) 法務関係者
- (6) 企業関係者
- (7) メンタルヘルス関係者
- (8) その他教育に関する分野に実践的知識を有する者

3 委員会には、委員長1人及び副委員長1人を置く。

4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、会議を主宰し、総括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、就任承諾の日から平成33年（2021年）3月31日までとする。

2 前項の規定によることが困難である場合は、前項に定める期間の範囲内で別に定めることができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、第3条の規定にかかわらず、関係者の出席を求め、

意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、原則として公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、事務局を教育庁学校人事課に置く。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 この要項は、平成31年(2019年)3月29日から施行する。

附 則 この要項は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。